

教育委員会定例会議事日程

令和5年3月6日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
令和5年度における「生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現」に向けた具体的な方策について
- 3 審議案件

教委第 66 号議案	横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
教委第 67 号議案	横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について
教委第 68 号議案	横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針（素案）について
教委第 69 号議案	第 29 期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について
教委第 70 号議案	教職員の人事について
- 4 その他

令和5年3月6日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 2/17 本会議（第4回）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
予算第一特別委員会（運営方法等協議）
- 3/3 予算第一特別委員会（局別審査）

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 2/25 都岡小学校創立150周年記念式典
- 2/28 第95回記念選抜高等学校野球大会に出場する慶應義塾高等学校
野球部による横浜市長表敬訪問

（2）報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 令和5年度における「生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現」に向けた
具体的な方策について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

冬季休業明けの令和5年1月以降、感染者の報告数は減少傾向となっています。

市立学校では、引き続き、衛生管理マニュアル及び通知等に基づき、感染予防のための取組を実施しています。

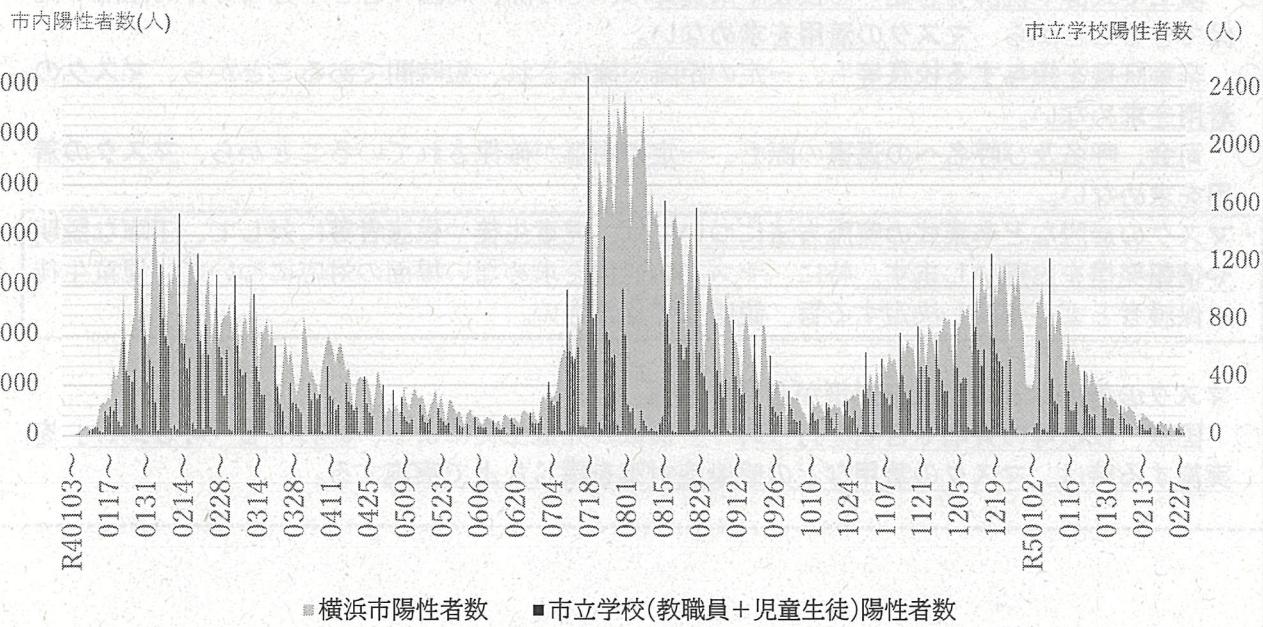
令和5年2月27日（月）から3月2日（木）の感染者数は、児童生徒が127人、教職員が6人、新規学級閉鎖数は1学級となっています。

学校関係者の感染者数（1月16日～3月2日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	児童生徒感染者数	教職員感染者数	新規学級閉鎖数
1月16日～1月22日	1,326	114	19
1月23日～1月29日	1,031	72	21
1月30日～2月5日	778	55	7
2月6日～2月12日	528	31	7
2月13日～2月19日	295	17	5
2月20日～2月26日	160	13	1
2月27日～3月2日	127	6	1

※ 児童生徒は報告日、教職員は判明日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数
(令和4年1月1日以降)



2 卒業式におけるマスク着用について

令和5年2月20日に「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を発出しました。

当該通知では、「児童生徒・教職員は、歌唱等以外ではマスクの着用を求めるない」、「来賓や保護者等は、マスクの着用を求める」、「様々な事情によりマスク着用を希望したり、マスクを着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにする」等としています。

なお、国からの通知では、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めるないことを基本とする」等とされています。これらに係る留意事項等については、国から改めて通知される予定であり、本市においても国の通知を踏まえて対応していきます。

＜令和5年2月20日付通知 卒業式におけるマスクの取扱い等について＞

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクの着用を求めるない。
 - 来賓や保護者等について、感染対策上での参加人数の制限はせず、マスクの着用を求める（従前どおり）。また、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。
なお、各校の状況によって、座席間の距離が確保でき、会話がない等の場合に、実情に応じて、マスクの着脱を任意として差し支えない。マスクの着脱を任意とする場合は、会話をしないこと等の感染症対策を会場内に掲示することや、式典前に説明することなど、周知徹底を図ること。
 - 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式の参加を控えるよう徹底すること。
 - 基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行うこと。
 - 教職員についても、児童生徒と同様に様々な事情があることを考慮すること。
 - 壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等は、その際、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクの着用を求めるない。
 - 卒業証書を授与する校長等も、一定の距離が確保され、短時間であることから、マスクの着用を求めるない。
 - 司会、呼名及び呼名への返事の際も、一定の距離が確保されていることから、マスクの着用を求めるない。
- ・マスクの着脱など卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や情報発信をお願いします。特に、マスクの着用を求めるない場面の対応について、児童生徒に保護者とよく相談し決定する旨、説明してください。

2 マスクの着用などの感染症対策が必要な場面

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用などの感染症対策を講じた上で実施する。

令和5年度における「生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現」に向けた具体的な方策について

◆令和4年度

- ✓ 部活動の地域移行に関するプロジェクトを3回開催し、主に以下について議論。
部活動を取り巻く現状、地域におけるスポーツ団体等の整備状況、施設の確保、指導者の質・量の確保、大会の在り方・精選に関するアクションプラン、大会運営の課題、地域移行の実践研究校の取組み
- ✓ 上記の議題については、委員と一定の共通理解を持つことができたところ、委員から「今後は、運動部と文化部を分け、より具体的な議論をすべきではないか」との指摘。
- ✓ 本市は、「地域移行を見据えつつ、地域の特性等を活かした生徒にも教員にも持続可能な部活動を実現すること」を目指しており、そのためには、横浜市立学校部活動ガイドラインの遵守を徹底することが必要。
- ✓ これらを踏まえ、令和5年度は、プロジェクト全体での議論から、より個別具体的な議論へとフェーズを移すこととし、令和4年度内に「生徒にも教員にも持続可能な部活動に向けた具体的な方策」に関する文書を学校に発出。

◆令和5年度

ガイドラインの遵守が進むよう主に以下の3点を実施し、将来にわたって持続可能な部活動への取組みを加速。

1. 臨機応変な打合せの開催

各論に踏み込み、実効性のある取組みを加速させるため、スピード感重視で実施。

※部活動の地域移行に関するプロジェクト（全体会）は、半期に1回開催予定。（年2回）

主な議題	①大会の在り方（精査・精選、大規模会場の確保）
	<p>→中体連：アクションプランに基づき、大会の精査・精選、競技団体から運営スタッフや審判員の派遣等による教員の負担軽減に資する取組み、土曜日開催に難色を示す私学への対応等を実施。</p> <p>武道館：武道館の確保によって大会日数や分散開催の解消に大きな効果が期待される競技を選定。令和6年度の利用に向け、市民局や中体連等と調整。</p> <p>大学：令和6年度からの施設利用に関し、大学・中体連と調整。</p>
	②競技団体・文化芸術団体・大学等の人材と学校をマッチングする仕組み
	<p>→競技団体：スポーツ協会と連携し、中学校に派遣可能な指導者数を調査。</p> <p>文化芸術団体：文化観光局と連携し、神奈川フィルハーモニー等の団体と中学校をマッチング。</p> <p>大学：募集チラシを教育学部生や各部活動に配布、食堂等で配架・掲示。</p> <p>地域団体：中学校への指導者派遣。※部活動の受け皿となり得ることも念頭</p> <p>市教委：令和6年度からの人材マッチング事業の検討。</p>

2. 部活動指導員の拡充と運用の徹底

- ✓ 令和4年6月に時間外在校等時間80時間超の教員の約7割が、ガイドライン以上の土日の部活動を実施しており、ガイドラインが遵守されているとは言えない状況（他の月も概ね同様の傾向）。「月80時間超の教員0」、「遅くとも19時までの退勤を原則」を実現するには、ガイドラインの遵守が不可欠。
- ✓ 市内全体として部活動指導員を効果的に活用し、教員の負担を軽減するという観点から、原則、各部活動の1活動日あたり1部活動指導員とすること。（同日に複数の指導員が指導しない）
※同一部活動に複数の指導員を配置している学校は、2人目以降の方を近隣の学校に紹介することを推奨。
- ✓ 原則、部活動指導員が単独指導・引率。特に、部活動指導員が同一校同一部活動で3年以上活動している場合は、積極的に顧問を担わせることを推奨。
※任用条件を著しく逸脱、または、教員の負担軽減の観点から効果的な活用が見られない学校は、次年度の指導員の配置を見送ることを検討中。

3. 休日部活動の地域移行の実践研究

- ✓ 民間委託は、令和4年度3校6部活動から15部活動に拡充予定。学校や部活動の選定は、広がりや多様な事例を創出する観点から、多くの区・種目（運動・文化）とする。
- ✓ 地域団体等との連携にも取組み、学校が実情に応じた地域移行の在り方を選択できるよう多様な事例を創出。

部活動の地域移行に関するプロジェクトについて

趣旨

令和4年3月「生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現に向けた考え方について（通知）」と、国の「部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、本市における休日部活動の地域移行に関する実践研究や地域の特性等を念頭に、学校と地域が連携・協働して、教職員の働き方改革の観点も含め、子どもたちがそれぞれに適した環境でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築する方策等について検討。

委員

教育次長（座長）、教育委員会事務局（総務部、教職員人事部、学校教育企画部）、市民局スポーツ振興課、文化観光局文化振興課、中学校校長会、中学校体育連盟、PTA連絡協議会、地域運動部活動推進事業実践校、スポーツ協会、バスケットボール協会、卓球協会、サッカー協会、吹奏楽連盟

令和4年度

◆主な検討事項

	日程	主な議題
第1回	9月28日（水）	部活動の現状と改革の方向性、地域移行実践研究校の取組み、スポーツ団体等の整備充実、大会の在り方及び精選の検討状況
第2回	11月14日（月）	スポーツ指導者の質・量の確保方策、スポーツ施設の確保方策、大会の在り方及び精選の検討状況、令和5年度予算要求の状況
第3回	12月19日（月）	大会の在り方及び精選に関するアクションプラン、持続可能な大会運営に向けた課題

◆意見交換を踏まえた主な課題

- 子どもたちがスポーツ・文化芸術活動等に親しみ人生を豊かにする機会である部活動を、国の方針である地域移行も含むあらゆる手段を用いて、オール横浜で担保すべき。
- 令和4年6月に時間外在校等時間80時間超の教職員の約7割がガイドライン以上の土日の活動。少なくとも日曜日は休みが取得できる状況を一刻も早く実現すべき。
- 競技によって大会を取り巻く状況は異なるが、できること、できるところからやらなければ前に進まない。
- 持続可能な大会運営は、中体連専門部の工夫だけでは限界。特に、会場確保は、市全体に加え、スポーツ協会や各競技団体等の関係機関の協力をお願いしたい。
- 指導員の運用にあたっては、教職員の働き方を切り離して考えることはできず、一定のルールの中で活用する必要。

国の方針である地域移行を見据えつつ、地域の特性等を活かした生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現には、大会の在り方の見直しと人材確保・運用の徹底が急務

令和5年度

各論に踏み込み、実効性のある取組を加速させるため、主に以下の2点を軸に議論

①大会の在り方（精査・精選、大規模会場の確保等）

- 中学校体育連盟各専門部のアクションプランに基づき、大会の精査・精選、競技団体から運営スタッフ・審判員等を派遣することによる教職員の負担軽減に資する取組み、土曜日のみの開催に向けた私立学校との調整等。
- 大規模会場の確保や大学等の施設の利用に関する調整。

②競技団体・文化芸術団体・大学等の人材を確保し学校とマッチングする仕組みの構築

※教育委員会事務局は、部活動指導員の拡充と運用の徹底、休日部活動の地域移行の実践研究（民間委託）にも引き続き取り組む

教委第66号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月6日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立高等学校及び併設型中学校の第三者評価の役割を学校運営協議会が担っていくことに伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第36条の5第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立高等学校及び併設型中学校の第三者評価の役割を学校運営協議会に移していくことに伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正します。

1 改正の背景

【第三者評価の成果と課題】

これまで、第三者評価により、学校の状況を客観的に見ることができるとともに、評価者の様々な視点からの分析によって学校の優れた取組や課題が明らかになり、学校運営の改善に生かすことができました。

一方で、一つの学校で第三者評価が実施されるのは4、5年に一回という頻度であり、同じ評価者により継続的に一つの学校を見ることができないという課題がありました。

【学校運営協議会の設置の努力義務化と社会に開かれた教育課程の実現】

平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、各市町村の教育委員会に対して、学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務化されました。

また、令和4年度より実施された高等学校学習指導要領（平成三十年告示）には「社会に開かれた教育課程」の実現が示されているところです。

これらを踏まえ、市立高校各校においても学校運営協議会設置の準備を進めてまいりましたが、この度、令和5年度中に市立高校全校に学校運営協議会が設置されることとなりました。これにより、第三者評価の性格も有する学校運営協議会を積極的に活用し、各校がより効果的に中期学校経営方針と学校評価を連動させたPDCAサイクルを回すことで、カリキュラム・マネジメントを推進し、組織的・継続的な学校運営の改善を図ることが期待されます。

2 学校運営協議会を活用した学校評価

文部科学省の「学校評価ガイドライン」（平成28年）には、第三者評価の具体的な実施体制について次の3つを挙げています。

- (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う
- (イ) 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う
- (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う

これまでの第三者評価は上記（ウ）の体制で実施していました。学校運営協議会は上記（ア）に該当し、学校運営協議会は年間に複数回開催されることから、評価者が継続的な視点で学校を見ることができ、課題や改善点をこれまでよりも丁寧に見取ることが期待されます。

3 改正の概要

第36条の5（学校評価）第5項を削除し、同条第2項に基づいて、学校運営協議会による学校評価を進めます。

4 施行期日

令和5年4月1日

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和 59 年教育委員会規則第 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（学校評価） 第 36 条の 5 （第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p><u>5 教育委員会は、自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえ、高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該高等学校に直接かかわりをもたない専門家等の第三者による評価を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p><u>6 第 1 項から前項までに規定するもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>（学校評価） 第 36 条の 5 （第 1 項から第 4 項まで省略）</p> <p><u>5 第 1 項から前項までに規定するもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>